

葉塘事件からみた清代訟師の活動方式と その特徴について

林 乾

- 一 途切れない京控事件とその背景
- 二 京控案件からみた訟師の存在と活動のチェーン
- 三、訟師の活動方式及び特徴について
- 四、おわりに

キーワード：訟師、葉塘、清代

訟師に関する研究については、すでに多くの成果が得られている¹⁾。ただし、資料の欠乏という制約もあって、これまでの研究は主としてマクロ・スタイルのものであった。訟師というグループに対する総体的な研究が比較的なされたのに対し、個別事件を切り口とするいわゆる具体例の研究はまれであった。その意味において、本稿でとりあげる葉塘事件は、訟師の活動方式を示す比較的詳細な実例の一つであると言える。筆者は葉塘事件の経緯やそれによってもたらされた社会的な影響などを具体的に分析し、清代における訟師というグループの在り方

の一端を明らかにしたい。

一 途切れない京控事件とその背景

「京控」とは、一般人民が京城に至って皇帝に直接訴えるという訴訟行為である（以下「京控」と言う）。このような訴訟行為は、清朝の嘉慶・道光時期（西暦 1796～1850年）に多発しており、その背景には多様な社会的歴史的な要因が存在していた。つまり、「京控」にいたる案件には、さまざまな社会集団の利害問題が複雑に絡まっていたのである。

京控を行った葉塘はどのような人物であったか。

地方でこの案件の審理に当たった江蘇巡撫陶澍によれば、葉塘は軍籍者として鎮海衛に所属し、江蘇省南匯県に居住して、国子監の学生（以下「監生」と言う）の資格を有していたが、「平素よりおとなしくしない者」であった。道光6

(1) 私見によれば、訟師について最初に研究したのは日本人学者宮崎市定である。『宮崎市定全集』第11巻、194-212頁（岩波書店、1992年）を参照されたい。その後、川勝守が研究範囲を明末清初期に広げ、「明末清初の訟師について—旧中国社会における無頼知識人の一形態—」（『九州大学東洋史論集』第9号、昭和56年）を発表している。他方、アメリカでは、清代訟師の体系的研究として、Melissa Macauleyの専門書 *Social Power and Legal Culture: Litigation Masters in Late Imperial China* (California: Stanford University Press, 1998) がある。また、近年の重要な研究成果として、夫馬進の①「訟師秘本の世界」（小野和子編『明末清初の社会と文化』、京都

大学人文科学研究所、1996年）、②「訟師秘本《蕭曹遺筆》の出現」（『史林』77巻2号、1994年）、③「明清時代訟師及び訴訟制度」（梅原郁『中国近世の法制と社会』、京都大学人文科学研究所、平成5年）があげられる。台湾では邱澎生の「“以法為名—訟師與幕友對明清法律秩序的衝擊—」（『新史学』第15巻第4号、2004年12月、台北出版）が注目に値する。林乾は清朝の訟師に関する立法と個別事件について研究している。「訟師對法秩序的衝擊與清朝嚴治訟師立法」（『清史研究』2005年第3期）、「清代聚衆行為的法律控制—以訟師莊午可聚衆抗法案為核心」（『法制史研究』、第12号、[台湾]中国法制史学会・中央研究院歷史語言研究所共同発刊、2007年）などを参照されたい。

年頃、彼と南匯県の下級役人で漕米の徴収を担当する（以下「漕書」と言う）朱超宗との間で言い争いが起こり、そのことを発端に、彼は朱超宗および沈念増等の数人が公職を不正に利用して私腹を肥やしたと疑い、上京して告訴した。この京控案件を起こしたことで葉墉は思い掛けない金銭面の収益を手に入れたため、彼は京控後、省城で旅館を開き、旅館経営を建前に、実際には北京に訴えようとする者を招き寄せ、その中から利を貪ろうとした、という²⁾。

しかし一方、清代档案史料に残った葉墉の京控に関する記録を調べたところ、事実は必ずしも陶澐が結審時に上奏した通りではなかったように思われる。清代北京城の治安維持を担当し、京控案件受付の窓口にもなっていた歩軍統領衙門の報告をみれば、葉墉は単に「無断に懷疑し妄りに訴えた」のではなく、南匯県で不当な扱いを受け、どこにも訴えることができず、やむを得ず京控に踏み切った様子がかがえる。こうしたことから、葉墉が京控のあと、旅館経営の名を借りて北京に訴えようとする者を招き寄せるようになった（いわゆる「開店包訟」）のも、単に利を貪ることが動機であったのではなく、より複雑な要因が背景にあったと考えられる。

以下、档案文書にもとづき、葉墉の京控に至った経緯を少しくわしく辿ってみる。

「軍機処録副奏摺」に道光6年4月2日付の「奏為訊問江蘇南匯県監生葉墉控案」という上奏文がある。これによれば、葉墉は比較的暮らし向きが豊かな家庭に生まれ、京控を起こした道光6年には29歳であった。彼は「軍田」および「民田」の2種類の田地数10畝を請負って営み、2種類の田地は性格の違いにより徴税規定が異なり、軍田には津銀と糧銀、民田には糧銀と漕米がそれぞれ課されていた。

この京控事件に先立つこと三年（道光3年）、南匯県が洪水に見舞われ、全県の被災度が「六分六厘」（66パーセント）に達した。朝廷より税賦の減免措置が講じられたが、県の総書（税糧の徴収・点検記録を担当する役人）をつとめる朱超宗と沈念増が共謀して、「蠲單」（皇帝の朱印が押されている工部所定の減免申請書類）を隠匿して税糧を従来の通り徴収し、その差額を横領した。同県の監生鮑錫楨等が蘇松道に連名上書して、実態の徹底調査を嘆願したが、蘇松道も南匯県の上級官庁にあたる松江府もこれを追究しようとしなかった。

道光5年、葉墉は輪番で図保の役に従事した（図は郷里組織の一種、図保は税糧の指定場所への運搬と納入を担当）。同年12月、彼が漕米を納めるために県の倉庫に赴いた際、朱超宗等の指図により県で監禁され、ほかの12戸が滞納している税銀4両8錢を強制的に立替えさせられた。翌年1月、沈念増はさらに漕米の対価に相当する額、錢6590文を葉墉から強請取った³⁾。葉墉は不服として南匯県と松江府に訴えたが受理されず、ついに北京で訴えることを決心した。

実は、こうした南匯県の漕書や糧書を訴訟対象とする京控案件は、葉墉より以前にも複数起きていた。たとえば道光4年、同県の監生凌培賢が漕書姜星槎と朱超宗を北京で告訴していた。凌培賢が言うには、嘉慶19年から道光4年にかけて、上記の漕書等は毎年税糧の徴収を機に不正を働き、民衆を搾取した。凌は嘉慶24年から何度も相手を各級衙門で告訴し、省の最高長官である総督・巡撫の衙門にまで苦情を届けたが、立件されなかった。「待ち続けて十年、地元の江蘇省では一度も尋問に及ぶことがなかった」と失望した凌培賢は最後の手段と

(2) 『陶雲汀先生奏疏』巻20、「審擬訟棍勾結圖詐摺子」（『續修四庫全書』所収、上海古籍出版社、1995年、以下同様）。

(3) 『軍機処録副奏摺』（中国第一歴史档案館所蔵、以下同様）「奏為訊問江蘇南匯県監生葉墉控案」、道光6年4月2日。

して、上京して京控を起こした⁴⁾。凌氏の京控は歩軍統領衙門で受理されたのち、江蘇巡撫の審理に差し戻された。結局、被告人の姜星槎と朱超宗に該当する事実がなく、凌培賢の告訴は「毋庸議」すなわち受理の必要がないとの結論で結審された⁵⁾。

さて、凌培賢の案件にも、葉塘の案件にも被告人として登場する朱超宗という者に注目してみよう。陶澍によれば、彼は、もう一人の被告人姜星槎とともに南匯県の糧房（県衙門の下級部署の一つ、税糧を担当）に所属しており、かつては亡き漕書潘傑初の部下として長年にわたり漕米の徴収・運搬業務に関与していた。なお凌培賢の供述によれば、朱超宗が同県の総書になったのは嘉慶19年のことであり、凌氏が京控を起こした道光4年に至るまでの10年間、一貫してそのポストを占めていた。清代の法律では、書記や総書など県の税糧徴収並びに点検・記録に関与する下級役人の職務期間は最長5年と規定しているが、少なくとも朱超宗の場合は、この所定期間をはるかに超えていたに違いない。

凌培賢のほか、道光4年11月、南匯県から監生諸麟瑞が上京していた。彼も歩軍統領衙門に告状を呈し、総書朱超宗の悪行を訴えた⁶⁾。この案件も江蘇巡撫の審理に差し戻された。原告人諸麟瑞は北京から江蘇巡撫のもとへ移送されたが、不幸にも途中の山東省泰安県で病死してしまった。原告人死去のまま案件が審理され、今回またも朱超宗に対して、不正の働きがないとの判決が出された⁷⁾。

京控を起こしていても総書朱超宗を裁こうという上記の原告等の念願は叶わなかった。しかしその一方で、嘉慶から道光年間にかけて各地

であいつぐ京控案件の多発は、しだいに朝廷の関心を引くようになった。

道光5年10月、御史劉尹衡が京控案件増加の要因について次のように指摘した：

近來京控各案、由州県書差捺案者每十居八九、皆因書差婪贓包庇、抗不查拏要証、蒙蔽州県、往往經年累月、案懸莫結、……以致京控案件愈多⁸⁾。

つまり、京控案件の大半が州県の下級役人の汚職問題に起因している。州県衙門の書吏や差役等は賄賂を取り法を曲げ、往往にして犯罪者を庇ったからである。彼らが証拠の取り調べを怠り、州県の長官を欺き、ゆえに長い年月が経っても案件の処理が進まない。その結果、人民の京控を促した。

多発する京控案件のなかで、とりわけ江蘇省からの告訴が急増している。江蘇省出身の京畿道御史李逢辰によると、道光5年5月から6年4月までの一年間、彼の手によって受理された京控案件は数百件あり、そのうち重大な案件と判断され、皇帝の特命により各省で審理されるもの（この場合は「奏案」という）は64件、これに対して、一般案件として当事者所在の省の審理に差し戻されたもの（この場合は「諮案」という）は265件ある。

後者の265件中、「吏胥舞弊、侵吞科斂」すなわち吏胥の横領強奪などの不正行為を訴えるものが53件あり、その発生地からすれば、江蘇省による案件がもっとも大きな割合を占めているという。

なぜこの類の案件が江蘇省に集中しているか、その理由について李逢辰は次のように述べた。

臣籍隸江蘇，稔知江蘇賦額本重，加以（道
案」、道光4年11月29日。

(4) 『軍機処録副奏摺』「英和等奏為南匯県監生凌培賢京控漕書呈狀」、道光4年9月29日。

(5) 『軍機処録副奏摺』「陶澍奏審擬南匯県監生凌培賢京控案」、道光5年10月1日。

(6) 『軍機処録副奏摺』「歩兵統領奏江蘇監生諸麟瑞控

(7) 『軍機処録副奏摺』「陶澍奏審擬南匯県監生諸麟瑞京控県書朱超宗案」、道光5年7月6日。

(8) 『清宣宗実録』(台湾・新文豊出版公司刊行、以下同様) 卷90。

光) 三年分水災過甚，民間元氣未復，該糧戶竭蹶輸將，被吏胥多方勒索，稍與理論，動輒以鬧漕為名，聳稟本官，生監則詳請斥革，平民則輒先拘禁，待其如數補交，然後以悔悟請釋，該糧戶受冤不甘，紛紛赴各上司衙門稟控，無如大吏與民相隔甚遠，疾苦本難稔知，而屬員時以刁民鬧漕、漕務難辦等語，日浸月潤，遂不免受其愚蒙，遇有漕案上控，或發本省審辦，或另委員彈壓，卒致彼此瞻徇情面，委曲彌縫，甚有將業戶百般磨折，使之俯首惟命者。其奸猾吏胥，從未嚴行究辦……以致吏胥等挾糧戶上控之嫌，届下次懲收時益肆浮剝以泄其忿，該糧戶冤益加冤，故不得已而京控⁹⁾。

江蘇省が地元である李逢辰は他人よりも郷里の事情に詳しいという。江蘇省は昔からほかの省に比べ賦税の負担が格段に重く、その上道光3年に大きな水害に遭い、民間の活力は回復されないままにいた。しかしそれでも民衆は重い税糧の上納を強いられ、さらには吏胥の横領強奪に苦しまれている。それに甘んじ切れず、多少とも不満を口にすれば、たちまち「刁民(狡猾な輩)鬧漕(漕務を妨害)」の罪名を着せられ、監生であれば「革免」(監生の資格をはく奪すること)され、庶民であれば拘禁・監禁に至る。民衆は苦情を各官庁に稟控しても、地方の長官が民と隔ててそれを見抜くことができず、なかには不法な部下を意図的に庇う人もいる。こうして人民の痛苦がますます深まり、やむを得ず京控を起すようになる。という状況をふまえて李氏は、「京控非尽健訟之刁民」、すなわち京控に至った人民は必ずしも訴訟好きな悪民ではないとの見方を明らかにした。

ちなみに、京控案件の処理にみられる「奏案」と「諮案」の仕分けは何を意味するか、ここで両者の違いについて簡単に説明しよう。

京控案件が「奏案」に分類される場合、当該案件の重大性が認められ、上奏して皇帝の判断や指示を仰いだ上案件の審理を進める。他方、「諮案」に分類されると、案件を上奏せず、そのまま原告所在の省の督撫のもとへ送り返されるか、一度刑部で手続きをとってから当該省に送って審理させることとなる。また、「諮案」類案件に対して、地方長官が所定の期限内に審結すれば、それについて再び上奏する必要はない、と定められている¹⁰⁾。というわけにより、実際、京控者が遠路はるばる北京にやって来ても、それらの案件の大半が「諮案」に仕分けられるので、原告の訴えが皇帝に届かず、期待していた「公正なる審理」の機会を得るのがきわめて難しい。しかも差し戻された案件がのち、どのように審理されてゆくか、その権限は完全に地方長官の手に委ねられてしまう。督撫らの“調停徇庇”(なるべく和解させ訴訟を無くして部下を庇う)の方針のもとで、実質な進展がないまま結審に持ち込まれるケースがほとんどであった。なぜ道光期に官吏の横取りに対する控訴が嘉慶期に比べて格段に増大しているか、理由の一つがここにあると思われる。言い換えれば、制度的な弊害により公正な司法が得られ難く、不法な官吏がいっそう勝手に振る舞うようになった、という社会的な背景があったのである。李逢辰の調べたところでは、地方下級官吏の不正を訴えた53の「諮案」案件のうち、結審に至ったものが18件あるが、原告の誣告(ぶこく)または役人の不正として明確な断罪に至ったものはわずか5件。残りの48の案件は、あるいは告訴内容に風聞や誤報の恐れがあり究明が困難なものとして、あるいは事件の発生にわけがあり考慮の余地があるとして、法的追及をしないままやむやうちに終わらせている¹¹⁾。

(9) 『軍機処録副奏摺』「奏請勅各督撫嚴究蠹吏重徵苛斂各控案事」、道光6年6月22日。

(10) 『軍機処録副奏摺』「張師誠奏京控諮交案件提解逾限各員請議由」、道光5年1月16日。

二 京控案件からみた訟師の存在と活動のチェーン

前章で述べたように、嘉慶・道光時期の地方長官の「調停徹底」の審理方針が、結局より多くの社会問題を深刻化させた。下級役人の汚職・不正行為がますます容認・助長される一方で、民衆の不満を利用して一部の無頼が法律の隙につけこみ、訟師と結託して訴訟を悪用して利益を得ようとする動きも顕著になった。

本章では、京控案件の原告であった葉塘がどのようにして訟師という職種に関わるようになり、訟師となった彼がどのような活動を展開したのかについて考察し、当時社会における訟師というグループの存在とその活動の一端に迫りたい。

(一) 発端

道光6年京控を決意した葉塘はまず葉逢春に告状の作成を頼み、生員趙征にそれをチェックしてもらった。しかしどのように北京まで訴えるのかという難題があった。そこで彼は、以前京控を起こした監生張繡のことを思い出し、北京で訴訟に協力できる張の知りあいがいるかと思ひ、従兄の葉朝奎を連れて張繡を訪ねた。張繡からは、以前上訴した時に通州在住の金老四という者から力を借りたと知り、紹介状を書いてもらい、北京へと向かった。

通州で金老四を見つけた葉塘は告訴について相談し、謝礼をすることも約束した。もともと金老四は、刑部で働く李清照と親密な関係にあった。李の仕事は官庁の記録係にあたるが、正規採用の書記ではなく、いわゆる帮弁書吏(無給)、すなわち書記を補佐する立場であった。金老四は李清照のそうした身分を利用して、い

つも各省から京控のために上京した人たちを李清照の自宅に連れて宿泊させていた。むろんその都度で李清照に謝金が払われた。今回も金老四は葉塘一行を北京城内にある李清照の自宅に案内した。

いうまでもなく李清照は金老四以上に京控の手順とそのコツを熟知していた。彼が葉塘に対して、都察院に訴えるより提督衙門に行って告状を呈した方が有利であると助言した。なぜならば、提督衙門が告状を受理すると、兵部に通知が送られ、その後差し戻して審理されるようになって、護送帰郷の馬車が用意されるので、苦勞せず帰ることができるからという。

助言をくれた李清照に葉塘は直ちに銀8両を渡した。李清照はさらに、民間が用意した告状は、公の所定書式に合致しない恐れがあり役に立たないと言って、下僕王二を同行させ、東城在住で訴訟文書(告状または呈詞)作成を得意とする兪錦生の所に行かせ、告状の書き直しを頼んだ。これに対して葉塘はあらたに謝礼として兪錦生に銀6両、王二に銀2両、金老四に銀12両をそれぞれ渡した。

葉塘が蘇州に移送されたのち、洋銀1元を払って金炳裕という者を保証人に立て、すぐに保釈された。地方に差し戻された京控案件の審理は、省の司法機関である按察使司が責任を負うが、実際に按察使司がそれを首府(按察使司が置かれている府)に委ね、首府がさらに首県(府庁所在地)および原審(最初に審理を行った)州県の長官の審理参加を要請して、三者合同で審理することが慣例であった。

葉塘の案件もこの慣例に準じて蘇州府で審理された。はじめに審理担当官が葉塘の告訴を無実と断じ、「画押」(供述書に署名)を要求したが、葉塘は不服として従わなかった。その後葉塘の仲間である趙征が地元で訟師業を営む王雪

↘(11)『軍機処録副摺摺』「奏請敕各督撫嚴覈究蠹吏重徵

苛斂各控案事」、道光6年6月22日。

堂と歩調をあわせ、葉塘に有利な証言を作ったため、被告側がしだいに不安を感じ、和解する方向へ動き始めた。

被告人の朱超宗はもう一人の被告人沈念増と相談して、後者に葉塘側と示談交渉をするよう頼んだ。沈念増は葉塘がもっとも信頼を置いているのが趙征であると考え、武生の周向榮を通じて趙と交渉し、葉塘に「撤诉」（訴えの取り下げ）を働きかけ成功すれば報酬を支払うことを約束した。趙征がこれに応じる意向を示すと、沈念増は周向榮に洋銭 170 元を預けた。しかし周向榮は 125 元を趙征に渡し、残りの 45 元を横領した。これを知った趙征は金が足りないとして説得するとの前言を取り消した。他方、趙征の噂を聞いた葉塘は、朱超宗らを付き纏って日にちを伸ばせば金を取れると悟り、ただちに和解に応じない態度を強めていた。

膠着状況の中、葉塘はもう一人の人物をこの案件に引っ張り出した。知人の計益謙である。計益謙は葉塘から斡旋の依頼を受けたが、ほかに被告人を説得する人も現れた。双方に調停をかけた結果、朱超宗が沈念増とともに洋銭 304 元を出し、被告側に巻き込まれている関係者周鳳翼、徐安、潘文貴等の数人も洋銭 266 元を出し、沈丹堯等を通じて三回にわたって葉塘に支払って、双方の和解が成立した。

本案は、県書朱超宗らの教唆で葉塘が拘留・監禁されたことがきっかけで、不平を晴らすために彼が京控まで起こしたのである。しかし事態の展開は葉塘にとって予想外のものとなった。被告側が和解を求めてきたため、葉塘に思いがけない大金が入った。その一方で、本案の決着に至るまでの経緯をみれば、やはりこれまでの多くの案件と同じ、官のルートと私のルートを併用して、まずは被告側に金を出させ、つづいて原告側に和解を受け入れさせ、具結して審結する手法が使われていた。終審に至ったとはいえ、巡撫陶澍の上奏はいかにもはっきりし

ないものであった：原告葉塘の訴えは疑わしいが、提訴するには一応の理由があったので処罰を免じる。被告人朱超宗、沈念増らの罪状となっている「匿罇浮勒」（減免手続きを知らせず徴税し差額を入手）の不正行為については、根拠が見当たらないので立件する必要がない、とした。これはまさしく御史李逢辰が非難する「調停徇庇」で「了案」（案件を片付ける）にはほかならない。

（二）「開店包訟」へ

京控を起こして予想外の収穫を得た葉塘の頭には、目からウロコが落ちるようにひとつのアイデアが浮かんだ。自らも京控案件に手を出し中から利益を得ようと考えはじめた彼は自分のコネクションを整理してみた。北京には金老四、李清照などの人脈があり、地元江蘇省には知り合いの趙征、王雪堂らが訟師をしている。これらの関係者は自分の京控案ですでに一度協力した経験があり、今後「包訟」（訴訟を請け負うこと）をビジネスとして展開しても、間違いなく連携が取れると確信した。

道光 7 年 2 月、葉塘は蘇州で一軒の旅館を開いて、南匯県や上海県一帯の訴訟をする者を招き寄せてその請負を始めた。彼は、浙江省石門県の監生で訟師として名声のある張金照を招き、自宅に住ませ、外出を制限して、月給を支払って訴訟者の告状の作成・添削をさせた。金銭関係は身内に頼り、従兄葉朝奎に帳簿の管理をさせた。以前京控案で葉塘を助けた王雪堂、趙征もこれに参加し、相談または画策の役割を担った。

史料を見る限り、鍾振声、杜觀成、孫軀珍と張寿昌の息子張成康の数人が、葉塘の最初の「お客様」であった。

鍾、孫、張らは以前郷里で地保の役に従事していたとき、漕書朱超宗から「摺墊浮勒」（他人の税額を抱き合わせて徴税）の不正を受けた

ため訴訟を起こそうとした。彼らが葉塘の旅館に泊まり、京控について相談を持ちかけたところ、北京の金老四が蘇州に到着した。葉塘は四人を金に紹介し、金も彼らの上訴に手伝うと承諾した。

葉塘は上記の数人に対し、「包訟」、すなわち訴訟関連のあらゆることを請け負ってやる方法をとっている。そこには、①告状作成の代行、②金老四の協力を得て上京、そして告状提出、③受理後、蘇州で原告らの保釈手続きを代行する、などのことが含まれている。すべてのことについて当事者らが事前の協議で合意を得ている。

鍾振声等が上京後、金老四の手配により李玉山（李清照の別名）の家に泊った。また金老四は、告状提出に際して勢いを見せてやりたいと言って、四人の告状を一つにまとめず、四件に分けて提出することにした。受理後原告らは規定通り蘇州に護送されたが、杜観成と孫颯珍の二人はなぜか帰途中に突然病死した。無事蘇州に戻った鍾振声と張寿昌は官庁の取り調べを待つことになり、それからの保釈手続きなどは葉塘の手に委ねられた。これに対して鍾振声は洋銀80元の支払いを約束し、先に3元を払った。張寿昌は報酬の洋銀50元に謝礼20元を約束し、先に5元を払った。他方、病死した孫颯珍は生前、漕書姜星槎と不和があり、姜を巻き込んで訴えるよう葉塘に依頼し、告状作成にあたった張金照と葉塘にそれぞれ洋銀4元を払っていた。

こうして訟師活動を始めた葉塘はその後、少なくとも以下数件の京控案に関わったとみられる。

まずは梅象三の京控案である。本案件には告訴代行者（抱告という）が存在していた。しかし「抱告」である王姚大が葉塘を訪ね、「包訟」のことを切願し、洋銀60元の報酬に謝儀12元を事後に支払うと約束した。次は洪叙山の京控

案である。葉塘は本案件の当事者に周頌堯という有力な大地主がいると知り、引き受ければ高い報酬が得られると考え、洪叙山の息子の要請に対し躊躇なく承諾した。三つ目は江蘇省の学政衙門を相手に提訴した朱攀桂の京控案である。朱は葉塘に訴訟の相談を持ちかけ葉はこれを引き受けた。約束した報酬30元の内、まず10元を支払った。

以上の各案件において、案件の経緯や関係者の事情により、「包訟」に関与する訟師たちの役割分担が異なっていた。告状の作成を例にしてみると、鍾振声、張寿昌、洪叙山、杜観成、孫颯珍の京控案では、葉塘がその作成をまとめて引き受け、王雪堂に添削だけを依頼した。他方朱攀桂の京控案では、朱が告状をあらかじめ持参して助言を求めに来たため、葉塘と張金照の役割は告状の添削に留まった。張は訟師中の有力者だが、葉塘に雇われて束脩をもらう立場にあるため、葉塘の指示に従って上訴者の告状を作成したり、添削したりしていた。

葉塘が蘇州で訴訟を請け負っていることが、はやくも南匯県中に知れ渡った。彼が代作した「呈詞」（告状のこと、実際に執筆は張金照）も広く回覧されるようになり、その名を慕って来る者がしだいに増えた。しかし「商売」はいつも成功すると限らなかった。たとえば凌培賢、馬瑞堂、王慕祥のケースでは、彼らが蘇州で葉塘に相談を持ちかけたのち京控を起こし、北京から蘇州に送り返された。そこで葉塘が彼らに代わって「具結取保」（保証人となって当事者を保釈する）の手続きを始めようとしたがライバルが現れた。結局、同じく訟師業の金炳裕に上記の当事者を横取りされた。また別件で周裕音と娘婿の二人が葉塘の旅館に泊まり訴訟の手助けを求めたが、葉塘がその報酬として洋銀20元を要求したのに対し、周裕音は8元しか払えないというので、この「商談」も取りやめになり、二人を旅館から追い出した。

戸籍所在の省に護送された京控者（原告）の「具結取保」を代行することは、訟師にとって重要な収入源の一つであった。しかし保証人になる者は当地において地位があり影響力のあるものが一般的であった。それをめぐって訟師の間で争いが起こり、ライバルが現れる。そもそも葉塘自身も、京控案で蘇州に護送されたのち金炳裕を保証人として保釈された経緯があり、彼が訟師活動に乗り出してから鍾振声等を保釈した実績もあるが、比較して影響力においては金炳裕に及ばない側面があったかと考えられる。また訟師の間で縄張りがあったとも考えられる。この点について陶澍の上奏文からみて取れる。巡撫陶澍によれば、金炳裕はもっぱら江蘇省内の訴訟を「経営」しており、同省で訴訟する者の保証人になったり、情報を伝達したりして、それまでに少なくとも10以上の案件に関わったとされる。ベテラン訟師として葉塘の割り込みを容易に認めなかっただろう。

（三）事態の露呈と判決

道光帝は御史李逢辰の上奏を聞き入れ、京控案の焦点となりがちの地方官吏の過重徴税や横領強奪などの不正行為について、各地の督撫が自ら審理に臨み、嚴重追及せよと命じた。論旨では、下級官吏の不法について告訴が事実であれば、「厳行懲治、斷不可存將就完案之見」（厳しく追及し、断じてごまかしてはならない）とし、他方、「如係刁衿惡棍、藉端妄告、即從嚴究坐、以懲刁誣」（妄りに訴訟を起こす悪党であれば、これも厳しく追及し罪に処す）とも指示した¹²⁾。

御史の上奏も道光帝の論旨も江蘇省の京控案問題に着眼しただけに、江蘇省官僚に大きな不安が走った。下手をすると官界における己の前途がこれによって失いかねないからである。

巡撫陶澍はすぐさま調査に乗り出した。ただし彼の矛先は、本省官吏の不法状況ではなく、告訴者の手助けをする訟師たちの方に向けられた。そこで彼は按察使司慶善に指示し、敏腕な人員を選んで省内を密かに尋ね回り、「包攬詞訟者」（訴訟を商売として請け負ってやる者）を発見次第即逮捕すると命じた。この措置により江蘇からの京控者を徹底的に封じ込めようとしたのである。

調査を展開するなか、蘇州知府陳鑾から次の報告が上がった。

訪有南匯臬監生葉塘在省開張客寓、招集訟師包攬串訟、隨會督通判征良、臬丞常恩等將葉塘及葉朝奎、張金照、周裕声、張秀、王二、趙征、王雪堂等先後拿獲到案、並搜出詞底稿簿及構訟書信各件。

つまり、葉塘および仲間たちの逮捕であった。罪状は「省で旅館を開業して訟師を集めて訴訟を請負、供述の口裏合わせをしている」というものであった。

第一段階の尋問では、葉朝奎、張秀、王二が葉塘に「包訟」の事実ありと供述し、王雪堂も告訴者の告状の確認・修正に手伝っていたと認めた。だが本案件の中心人物である葉塘並びに張金照と趙征は罪状を否認していた。道光7年閏5月19日、陶澍は「一夥訟棍、内外勾通、串唆凶詐、以致控案絡繹、拖累無辜、大為地方之害、若不嚴拿重弁、無以息刁風而安良」と上奏し、葉塘の一団は悪党であり、彼らが内外に結託して裏口を合わせ、訴訟を唆して金を騙そうとしている。それ故に地方に訴訟が絶えない。無実の者に累を及ぼし、当地の大害である。厳しく処罰しなければ、善良の民を守ることができないと述べた。

当案の重要共犯者である金老四、李玉山（李清照）について、陶澍は葉朝奎の供述から二人

(12) 『清宣宗実録』巻99。

の北京の住所を突き止め逮捕を要請した。しかし金老四は気配を感じて逃げ、案件の判決が出るまで逮捕できなかった。李玉山は逮捕されて蘇州に送られ、さらに葉塘に包訟を頼んだ鐘振声も法廷に連行され証人尋問を受けたので、葉塘はやむを得ず包訟の事実を認めた。

判決では、葉塘、趙征、王雪堂は「積慣訟棍」例にもとづき、「雲（南）貴（州）両広（広東・広西）極辺煙瘴充軍、到配杖一百」と処罰された。葉塘は罪が重大のため、まず本省で首枷三ヶ月の懲罰を受け、戒めを示した後流罪に処す。張金照、葉朝奎、計益謙、李清照の四人は、葉塘より軍罪から一等を減じ、「杖一百、徒三年」とした。県書朱超宗と沈念増は当初葉塘に訴えられた時に洋銭を払い和解を求めたため、これが被告人の「以財行求」「説事過錢」の行為にあたり、主犯の朱超宗は流罪から一等を減じて「杖一百、徒三年」と処され、従犯の沈念増はさらに減じて「杖九十、徒二年半」とされた。以上の判決は、陶澍が道光7年10月初7日上奏し、刑部が同年12月20日に具奏、その日に道光帝に批准された。

三、訟師の活動方式及び特徴について

本文は主に二つの社会グループに注目してきた。一つは葉塘を代表とする監生の身分を有する郷紳・知識人階層であり、もうひとつは朱超宗を代表とする、「書吏」と呼ばれる州県衙門の下級役人たちであった。ここでとくに不可解なのは、実刑判決を言い渡された後の朱超宗の行方である。

朱超宗は道光7年10月に「徒三年」の判決を受け、役人のポストも「革免」されたはずだが、実際彼は道光9年にも南匯県衙門に復帰し漕書を担当していた。この間の時間は2年余り

しかない。その上果たして彼が収監されたかどうかについても、史料の制約により現在判断の仕様がな

道光9年5月、南匯県民人王如璧が京控を起こし、都察院に告状を呈した。相手はやはり朱超宗であった。王如璧によると、父親王星岩が地保に従事したとき、漕書朱超宗からほかの納税者の錢糧を立替えるよう強制された。王星岩が従わなかったため、朱が知県を唆して王に「掌責」（顔にピンクを張る刑）百回以上と「提耳跪鍊」の酷刑を加え、王に重傷を負わせて王はまもなく死亡した。如璧の祖母は悲痛に倒れ、星岩の死体の傍で息絶えた。王如璧は地元の官庁に何度も訴えたが、朱超宗は検証する官吏に通じ証言を偽造させ、追及から逃れた、とされる¹³⁾。案件が江蘇省に差し戻されて護理巡撫・布政使梁章鉅に審理されたが、死者王星岩に「包漕」（各戸の上納する漕米をまとめて取り、間で利益を得て私腹を肥やした）の不正があったため県で「掌責」された。その後発熱し死亡に至ったが、これは病死であり重傷による死亡ではなかったため県書朱超宗らを追及する必要はないとした一方で、王星岩の妻が何度も上告し息子に京控をさせたが、これは女性の無知によることであり、情状酌量して彼女と息子の王如璧をも追及しない、との結論を梁章鉅は下した¹⁴⁾。

計算してみれば、朱超宗という人物は、嘉慶19年から道光9年まで、「徒三年」の刑を言い渡された後の1年余りの時間を除けば、実に15年間も南匯県漕書の職を占めていた。これはまさしく書吏に関する清朝法律の規定を無視したものである。さらに興味深いことは、道光17年、南匯県文童樊鴻禧が都察院で朱滋茂という漕書を提訴する京控案が起きている¹⁵⁾。樊鴻禧によるとこの朱滋茂はすなわち朱超宗の

(13) 『軍機処録副奏摺』「都察院奏江蘇民王如璧控案」、道光9年5月4日。

(14) 『軍機処録副奏摺』「梁章鉅奏報王如璧京控案」、道光9年12月15日。

息子であるというが、時の江蘇巡撫陳鑾の報告では朱超宗のおいでであるとされていた。いずれにせよ、漕書のポストが朱氏一族によって長く独占されていたのは事実であろう。差し戻し審理を担当した蘇州知府陳鑾は樊鴻禧の上告に対し、相変わらず「毋庸議」の判決を下して朱滋茂を追及しなかった¹⁶⁾。この結果は改めて、朱氏が南匯県の漕書の職を私物化し、その地位が揺るぎ難いものになっていたことを物語る。

葉塘「包訟」事件は発覚から結審するまで半年の時間を経た。当時ひとときわ注目を浴びた「包訟」事件として、その性格や特徴についてじっくり見ておく必要がある。

まず、包訟は組織的に行われ、しかもその組織は比較的体系をなしていたことが指摘できよう。葉塘本人は組織者、リーダ格の人物である。彼はもともと数ある京控者（原告）の一人にすぎなかったが、自らの京控経験から啓発されて、「開店」を建前に複数名の訟師を雇い、「包訟」に乗り出した。訟師に対して彼は「底薪」のやり方をとった。すなわち基本給（月給）プラス出来高（手掛けた呈詞の数に比例）の報酬方式であった。もちろん、案件に対する役割（貢献度）の違いによって報酬の額も異なる。訟師や包訟組織者の収入・報酬は、「謝儀」の名目で支払われるのが一般的であった。当事者は総費用が高いためあるいはリスクを減らすために一括払いをせず、まずはその一部を前払いして（おおよそ総額の六分の一が相場）、訴訟が終り判決が下された時、残りの部分を払う。ただし、現時点の档案文書でみられる具体例はすべて官庁に捕えられ処罰を受けたケースで、訴訟を終えていないため、訟師たちが残った訴訟費用をもらっていないのがほとんどであった。

官府の目を避けるために、秘匿性は訟師活動の重要な特徴となる。葉塘のグループに加わっ

た訟師は外出を控え、葉塘の臥室の近くに住み厨房の横から出入りし、行動範囲は制限されていた。受理された案件に地域性がみられる。葉塘が引き受けた上訴（特に京控）案件は全て南匯県と上海県から来たものであった。このことから、彼が地元での影響力を利用したと考えられる。前述したように、葉塘が蘇州で包訟を始めると、地元にもその噂が広がり、彼（実際は訟師たち）が作成した呈詞が広く回覧され、彼の住所を訪ね訴訟の協力を求める者が続出していた。社会下層に広がる口コミが包訟ビジネスの成り行きを大きく左右することは明らかである。

訴訟案件を引き受けた後の段取りとして、一般にはまず一人の訟師が告状を執筆し、最後に数名の訟師が話し合って修正を加え完成する。これはまさしく「集団協力」といえよう。告状が出来上がると、葉塘は当事者に同伴して北京まで行く。ここでとく注意を要するのは北京にも協力ネットワークが存在することである。むろんその協力者らは中央の官吏に通じるコネクションを持っていた。葉塘包訟案で逮捕または指名手配された李玉山と金老四はすなわちそのような人物である。金老四は京控者の仲介役を担い、彼の斡旋を経て刑部に働いている李玉山が紹介され、以降、李玉山が告状のチェックや提出方法の指導を行い、自らのパイプを通して告状を担当官署に呈する。

李玉山の役割は告状提出に手伝うだけではなかった。地方から持ってきた告状を北京の訟師は必ず「加工」する。提出先についても、兵部に上訴するのが良いかそれとも都察院に訴えた方が良いか、彼が控訴の方法を熟知しているので助言できる。「民間で作成された訴状が官の形式が合わない」ということを理由に、地方訟師の作ったものに手を加えることは、当事者か

15) 『軍機処録副奏摺』『都察院奏樊鴻禧控案』、道光17年6月21日。

16) 『軍機処録副奏摺』『陳鑾奏審擬樊鴻禧京控案』、道光17年6月21日。

らさらにお金をとり利益を得る狙いが込められていることは、いうまでもない。

第二、訟師が法律を熟知し朝廷の政策も把握しているレベルは我々の想像を超えるものであった。単に知っているだけではなく、その知識や情報を巧みに利用し、朝廷の最新動向も見逃さずにいた。葉塘が引き受けた訴訟案件のほとんどが地方官吏の不正行為を訴えるものであったため、彼はそのあたりの関連情報をとくに入念に収集していた。たとえば葉塘が所持していた資料のなかには、道光6年7月17日付御史李逢辰の「京控蠹吏重征苛斂」と題した上奏文、その上奏に対する皇帝の諭旨、『戸部則例』の「災蠲」関連の規定などが見ついている。

かくしてわかるように、訟師はつねに社会の世論、最高統治者の態度、法律の規定などに目を向け、種々の資料や情報を集め、もって京控者に有力な支えを提供しようとしていた。前に述べた葉塘の第一号の「お客様」となった鍾振声らの京控時に呈した四つの告状原文は、档案文書からまだ見つかっていないが、おそらく上記の資料や情報をもとに起稿されたと思われる。

地方行政の乱れや下級役人の不正により、京控しても公正な司法を受けられない事態が相次いだ。たとえ原告側の告訴が民意と理屈に叶っていても、処罰される結末になる。本案のように朱超宗は南匯県に戻り再び漕書になったのに対して、葉塘らは「極辺煙瘴の地」に流される運命となった。このような結果に対し、下層社会ではどんな反応を持っていたのか、今後の研究テーマでもあるが、矛盾が累積し一層激化することは争わない事実であろう。

第三、訟師は隱語などの技を使って訴訟関係の仕事をする。司法の介入を避けるために、訟師間の書簡は曖昧な言葉でやり取りをしてい

る。そのような特殊な表現によるコミュニケーションはおそらく彼らの仲間でなければ十分に理解されない。葉塘の「首席」訟師を務めた張金照の所持品から見つかった手紙はすべて曖昧な表現を使っている。よく吟味すれば訴訟関連のことを述べているとわかる。たとえば文中、「以前涉手、仇怨沸騰、莫如暗中別事報他、高楼看戰馬、不傷脾胃、使渠自顧不暇、其結放松、此古今評訟第一上着也」。また、「商通弁理、一則擒得繳錢、二則借刀殺人、不傷情面」、「暗使請一場官司與他吃、不妨起起花頭、伊必令張二老尋你、你格外殷勤、可延宕日期與他弁明、如在神威矣」とがある。そのほか、「趙大叔來云、邇來精力不濟、恍惚異常、今歲僅動筆你處兩紙、余不涉手、意欲退避坐館、閏初八日批、論起來該落訴、呈再上控、敲足恐押、抱人不敢涉手」。「一弁必訪、一訪必審理」。「險連我帶在其內、幸用硬工撇掉」。「日後遠揚別處、有何親情面目」などもあった。葉塘「包訟」事件を取り調べた官吏は、これらの手紙は「陰謀を弄び、密かに当事者に訴訟を教唆し、上訴の技まで言及していることが明らかである」¹⁷⁾としている。

第四、包訟に関与した者は主に身分階級の中の下層にいる人たちである。旅館を開業した葉塘と訟師の張金照は監生、もう一人の訟師趙征は文生であった。自ら京控を経験し葉塘に情報を提供した張繡も監生である。監生には、試験に合格して国子監に在籍する者と、捐納（売官）制度を利用して監生の身分を買い取った者の二種類がある。社会における彼らの立場に一定の差はあるものの、身分階級の中では同じ階層に属し、しかも下層にある点では共通している。彼らが身分を取得する目的は、それをステップとしてさらに科挙試験に合格し官途につくというものよりも、それを守り札として何らかの侵害があったときに自分自身や家族の利益を守る

(17) 『陶雲汀先生奏疏』卷19、「訪獲訟棍請旨勅拿在京

攬訟各犯摺子」。

ためであった。こうして社会の末端にいる彼らは一般民衆と比較的距離が近く、官の不正・不法は彼らにも被害を及ぼす。故に彼らは一般民衆と同じ恨みを持ち、後者に対して呼びかけをしやすい立場にある。また彼らは官途への欲望が少ないため、官から何らかの被害を加えられた場合、上層の郷紳ほどためらうことが少なく、勇んで立ち向かう姿勢を取りやすい。本文では清代社会における官、吏、紳、民の複雑な関係とその変遷を詳細に分析する余力はないが、一つ言っておけば、京控案件の主力、または包訟案の主力は主に身分階級の下層に属す彼らのような人たちであった。訴訟活動の中で彼らは得た身分を武器に自分の身を守っている。たとえ自分に不利な判決が言い渡されても決して簡単に従わない。官吏は彼らのことを「特符狡執」(守る札に頼り狡猾に利用する)と表現している。ここの「符」(守り札)はすなわち彼らの身分を指している。

四、おわりに

嘉慶・道光時期、社会の無秩序が急速に現れた。葉塘包訟案という事件は、このような大きな社会背景において研究すべきものである。

本案審理の結果、組織者葉塘をはじめ、訴訟に関与したほかの訟師も、「積慣訟棍」例を適用され「極辺煙瘴」に充軍させられた。葉塘らは本来原告の立場にあり、訴える相手は南匯県漕書の朱超宗であった。しかし何度も被告席に置かれた朱超宗は、たとえ短い間に懲罰を受けたとしても、その後すぐに元の職に復帰し、甚だしきに至っては彼の子孫(あるいは身内)までその職を受け継ぎ、長らく郷里を支配した。

こうした朱超宗一族のような下級役人と郷里の一般民衆とのバトルは、その後いつまで続くのだろうか。またそれをめぐる訴訟はいつまで、何回まで繰り返されるのだろうか。答えはすでに出ている。なぜならば、当時社会における司法の天秤がすでにバランスを崩しており、民衆の痛苦や不満は日増しに増大していたからである。

剛腕林則徐が江蘇巡撫を引き継いだ時、友人陳寿祺が彼に対して非常に高い期待を寄せた。しかし林が返書で胸の内を次のように明かした。

吳中凋敝之余，談者鮮不以為畏途。……江蘇之病，更比吾閩為難治者，以局面太大，積重難返二語盡之。……智勇俱困，為之奈何！¹⁸⁾

江蘇地方の「病」は重くて根強い、関連する範囲が大きい上長年累積した問題である。知恵も勇気も果てたので、解決の糸口は見いだせない。

また、道光帝に対して彼は次のように申し上げた。

刑(名)錢(穀)本相為表裏，而江蘇刑錢事件、其勢每至于相妨。……是刑名之難，実因錢穀之繁而滋甚也¹⁹⁾。

司法と賦税は表裏の関係であり、江蘇省の訴訟多発という問題は、過重なる賦税の負担に由来している、それを解決しない限り、訴訟状況の改善は見込めない。

要するに、葉塘「包訟」事件の発生と審判の結果は、当時の社会を読み取る上で大変有益な事例となっている。一事例とはいえ、従来の法律秩序が崩壊しつつあることの証であり、江南社会が引き裂かれてゆくことの予告であり、ま

(18)『林則徐全集』第7冊(海峡文艺出版社、2002年版、以下同様)、77、78頁。

(19)『林則徐全集』第1冊、81頁。

た清代社会がすでに「風雨来襲」の直前にあることを意味している。

追記：

本稿の作成に当たり、大阪経済法科大学華立教授から多大な支援を賜った。ここに付記し謝意を表したい。